

# ○広島国際大学健康スポーツ学部履修規定

2020年3月11日

広学内053

改正 2024年2月27日

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この規定は、広島国際大学健康スポーツ学部の授業科目の履修方法等について定める。

### (授業科目の分類、配当年次・学期および時間数)

第2条 授業科目の分類は、卒業要件との関連で必修科目および選択科目とする。また、卒業要件として認めない科目を自由科目とする。

2 開設する授業科目の分類、配当年次・学期および時間数は、別表第1および別表第3のとおりとする。

3 前項の授業科目は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることがある。なお、該当科目については、学部長が別に定める。

### (履修方法)

第3条 授業科目は、学科の定めるところにより履修しなければならない。

### (他大学および他学部等における授業科目の履修ならびにその取扱い)

第4条 教育上有益と認めたときは、他大学(外国の大学を含む)との協議に基づき、学長は、学生に当該他大学の授業科目を履修させることができる。

2 短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修(平成3年度文部省告示第68号に定めるもの)を教育上有益と認めるときは、本大学における授業科目の履修とみなすことができる。

3 前2項の規定により修得した単位については、学部長は教授会の議に基づき、30単位を限度として卒業の要件として認めることができる。

4 教育上有益と認めたときは、学部間の協議に基づき、学長は、学生に他学部の科目を履修させることができる。修得した単位については前項に準じる。

5 第2条第3項により修得した単位は、60単位を超えない範囲で卒業に必要な単位数に含めることができる。

### (卒業に必要な単位数)

第5条 卒業に必要な単位数は、次表のとおりとする。

科目区分		必修	選択	その他
スタンダード科目		15	—	—
オプション科目		4	14	6*2
専門科目	専門基礎分野	16	61*1	
	専門分野	—		
	専門演習・実習分野	—		
	専門総合分野	8		
	計	24	61	
		85単位以上		
卒業必要単位数		43	75	6
		124単位以上		

\*1 61単位のうち「スポーツ実技A」の種目から1科目1単位、「スポーツ実技B」の種目から1科目1単位、「スポーツ実技C」の種目から1科目1単位、「身体スポーツ文化論」、「スポーツ解析演習」、「運動処方演習」、「トレーニングプログラム演習」、「レクリエーション演習」の科目から3科目6単位、「スポーツ科学演習A」、「スポーツ科学演習B」、「スポーツ科学演習C」、「スポーツ科学演習D」の科目から1科目2単位、「スポーツ実技指導演習A」の種目から1科目2単位、「スポーツ実技指導演習B」の種目から1科目2単位、「スポーツ実技指導演習C」の種目から1科目2単位を修得すること。

\*2 オプション科目、所属学科の専門教育科目、他学科の専門教育科目から6単位以上を修得すること。

## 第2章 履修申請

(履修許可)

第6条 学生は、その年度に履修しようとする授業科目を履修申請により学部長に申請して許可を得なければならない。

(履修申請)

第7条 履修申請は、毎年学部長が定める期間および申請要領に従って、申請しなければならない。

- 2 正当な理由がなく、所定の期間内に履修申請しない者は、履修を許可しない。
- 3 既に合格または単位を認定した授業科目を再度履修することはできない。
- 4 同時限に重複して履修することはできない。

- 5 前項にかかわらず、新たに履修する科目と前年度不合格科目とが重複する場合、前年度不合格の必修(成績評価Dの科目に限る)について3科目以内は、再受験科目として重複申請することができる。ただし、実験・実習・演習科目、スタンダード科目およびオプション科目を除く。
- 6 授業科目によっては、その内容との関連において別に定める授業科目(以下「先修科目」という)の単位を前もって修得していなければ、当該科目の履修を許可しないことがある。
- 7 先修科目については、別表第2に定める。

(履修単位の上限)

第8条 1年間に履修申請できる単位数は、48単位以内とする。ただし、留学生特例科目、卒業に必要な単位数に含まれない科目および再受験科目として申請している科目を除く。

- 2 所定の単位数を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。
- 3 第1項にかかわらず、編入学した者および学部長が特に許可した者はこの限りでない。

(履修申請科目の変更等)

第9条 履修申請後は、授業時間割の変更の場合を除いて、原則として追加、訂正および変更を認めない。

(履修許可の取消し)

第10条 履修許可後においてこの規定および履修申請要領等に違反して申請していることが判明したときは、当該科目の履修許可を取り消す。

(履修辞退)

第11条 学生から履修辞退の申し出があった場合、教育的効果を考慮してこれを認めることがある。

- 2 履修辞退の手続方法、その他必要な事項は学部長が別に定める。

### 第3章 教職課程

(教育職員免許状の種類)

第12条 学則第29条の2に定める教育職員免許状の種類は、つぎのとおりとする。

学科	免許状の種類	免許教科
健康スポーツ学科	中学校教諭一種免許状	保健体育
	高等学校教諭一種免許状	

(基礎資格および最低修得単位)

第13条 中学校教諭一種免許状(以下「中一種免」という)または高等学校教諭一種免許(以

下「高一種免」という)を取得するためには、基礎資格として、学士の学位を有し、かつ、別表第3に定める教育職員免許状取得のために必要な科目を履修し、単位を修得しなければならない。

(教職にかかる履修申請)

第14条 前条の単位修得のためには、第7条に定める履修申請のほか、別に定める教育実習にかかる申請要領に従って、教育実習申請書を教育・学生支援機構を経て学部長に提出し、その許可を受けなければならない。

(教育職員免許状出願手続)

第15条 第13条に定める単位を修得した学生は、別に定める期間および出願要領に従つてつぎの各号に掲げる書類に手数料を添えて、教育・学生支援機構に提出し、免許状の交付事務を依頼することができる。

- イ 教育職員免許状授与申請願
- ロ 教育職員免許状授与願・宣誓書・履歴書

第4章 成績評価および試験

(成績評価等)

第16条 成績の評価は学則第26条に定めるところにより、試験のほか、学生の日常の学修状況等を勘案して行う。

2 成績はS・A・B・C・D・E・\*の7種の評語をもって表し、その評価基準はつぎのとおりとする。また、それぞれのグレードポイント(以下「GP」という)はつぎのとおりとする。ただし、再試験で合格の場合はすべてCの評語とする。

- 「S」：100～90点(GP : 4)
- 「A」：89～80点(GP : 3)
- 「B」：79～70点(GP : 2)
- 「C」：69～60点(GP : 1)
- 「D」：59～30点(GP : 0)
- 「E」：29～0点(GP : 0)
- 「\*」：評価不能

- 3 成績評価S、A、B、Cを合格とし、所定の単位を与える。
- 4 編入学等で単位認定を受けた授業科目は、「認」と表示する。また、再入学および転学部等で単位を認定した科目の評価は、学部長が別に定める。
- 5 単に合格または不合格をもって示す授業科目は、当該科目が合格の場合は「G」、不合

格の場合は「F」と表示する。

- 6 第2項の成績評価による学業結果を有効利用するために、グレードポイントアベレージ(以下「GPA」という)を用いる。
- 7 前項に定めるGPAは、各履修科目の単位数にGPを乗じた積の合計を、総履修単位数で除して算出する。
- 8 つぎの授業科目は、GPAの計算対象としない。
  - イ 卒業要件に含むことができない授業科目
  - ロ 評価を「認」、「G」、「F」で表示する授業科目
  - ハ 履修辞退した授業科目(ただし、再履修した授業科目を辞退した場合は、既に評価された成績をもって計算対象とする)
- ニ その他別に定める授業科目  
(試験の方法等)

第17条 試験は、履修許可を得た科目についてのみ受けることができるものとする。

- 2 試験は、当該科目的授業期間中に担当教員が隨時行うものとする。
- 3 試験の方法は、筆記、口頭試問および実技とする。
- 4 教育上必要な場合は、追試験および再試験を実施することがある。
- 5 追試験は、病気その他やむを得ない理由により受験できなかった者に対して行う試験をいう。
- 6 再試験は、日常の学修状況が良好であるにもかかわらず、成績が合格点に達しなかった者に対して行う試験をいう。ただし、実験・実習・演習科目は除く。  
(追試験および再試験の申請ならびに許可)

第18条 前条第5項の追試験を受けようとする者は、当該科目的試験終了日の翌日から起算して3日以内に、その理由を証明する書類を添えて受験不能届兼追試験願書を学部長に提出して許可を得なければならない。

- 2 再試験が受けられる授業科目数は、学部長が別に定める。
- 3 追試験および再試験の申請要領ならびに実施要領は、学部長が別に定める。

## 第5章 1年間の授業期間および授業時間

(1年間の授業期間)

第19条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(授業出席の義務)

第20条 学生は、履修許可を受けたすべての授業に出席し、遅刻、欠席等のないよう努めなければならない。

(授業時間)

第21条 授業は、2時間を1時限として、つぎのとおりとする。

1時限	2時限	3時限	4時限	5時限
9:00~10:30	10:40~12:10	13:00~14:30	14:40~16:10	16:20~17:50

第6章 進級要件

(進級要件)

第22条 各年次に進級するためには所定の単位を修得しなければならない。

イ 第2年次

スタンダード科目	「アカデミックリテラシー」、「チュートリアル」、「専門職連携基礎演習Ⅰ」、「専門職連携基礎演習Ⅱ」を含め4単位以上修得
オプション科目	—
専門教育科目	第1年次配当科目の必修科目および選択科目のうち10単位以上を修得

ロ 第3年次

スタンダード科目	—
オプション科目	—
専門教育科目	第1年次～第2年次配当科目の必修科目および選択科目のうち40単位以上を修得

ハ 第4年次

スタンダード科目	必修科目15単位
オプション科目	必修科目2単位および選択科目12単位を含め、計14単位以上修得
専門教育科目	第1年次～第3年次配当科目の必修科目および選択科目から60単位以上修得

2 前項にかかわらず、学部長が特に認めた者はこの限りでない。

第7章 雜則

(その他)

第23条 この規定に定めるもののほか、授業科目の履修等に関する必要な事項は、学部長

が定める。

(規定の改廃)

第24条 この規定の改廃は、大学・大学院運営会議および教授会の議を経て、学長が行う。

付 則

- この規定は、2020年4月1日から施行する。
  - この改正規定は、2024年4月1日から施行する。
  - 2023年度以前の入学者の履修については、なお従前の例による。

#### 別表第1 開設する授業科目の分類、配当年次・学期および時間数

## 1 スタンダード科目

注

- 1 単位数を○で囲んだ授業科目は必修科目  
2 時間数を( )で囲んだ授業科目は前期または後期で開講する。

ヨン I							
英語コミュニケーション	①	30					
ヨン II							
英語リーディング I	①	30					
英語リーディング II	①	30					
スポーツ学	①	(15)	(15)				
スポーツ実習 I	①	(30)	(30)				

## 2 オプション科目

注

- 1 単位数を○で囲んだ授業科目は必修科目  
2 時間数を( )で囲んだ授業科目は前期または後期で開講する。

科目区分		授業科目	単位数	配当年次・学期・時間数								備考	
				1年次		2年次		3年次		4年次			
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
オ プ シ ヨ ン 科 目 (ベ 一 シ ツ ク)	グロ ーバ ル シ ヨ ン	中国語 I	1	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)				
		中国語 II	1	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)				
		ドイツ語 I	1	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)				
		ドイツ語 II	1	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)				
	情報 学	プログラミング I	1	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)				
		人間 哲學	2	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)				
		人間 文学	2	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)				
		人間 心理学	2	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)				
		人間 芸術学	2	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)				
		人間 文化人類学	2	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)				
	人間 と社 会	日本国憲法	②	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)				
		経済学	2	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)				
		歴史学	2	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)				
		政治学	2	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)				
	人間	統計学	②	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)				



総合	教養ゼミ	1	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)		
----	------	---	------	------	------	------	------	--	--

【留学生特例科目】

科目区分	授業科目	単位数	配当年次・学期・時間数								備考	
			1年次		2年次		3年次		4年次			
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
オ プ シ ヨ ン	人間 と社 会 グロ ーバ ル	日本事情a 日本事情b 日本語 I 日本語 II	2 2 2 2	(30) (30) (30) (30)	(30) (30) (30) (30)	(30) (30) (30) (30)	(30) (30) (30) (30)	(30) (30) (30) (30)				

[注] 留学生特例科目において修得した単位は、学部および学科で履修すべき単位数のうち、つぎに掲げるもので代えることができる。

ただし、その履修に関しては学部または学科の指示に従うものとする。

- 1 オプション科目(ベーシック)の人間と社会の2単位までを「日本事情a」または「日本事情b」の単位数
- 2 オプション科目のグローバルの4単位までを「日本語 I」、「日本語 II」の単位数
- 3 専門教育科目

注

- 1 単位数を○で囲んだ授業科目は必修科目
- 2 時間数を( )で囲んだ授業科目は前期または後期で開講する。

科目区分	授業科目	単位数	配当年次・学期・時間数								備考	
			1年次		2年次		3年次		4年次			
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
専門 基礎 分野	健康スポーツ概論 スポーツ原理 スポーツ経営管理学 スポーツ社会学 スポーツ史 スポーツビジネス特論	② ② 2 ② ② 2	(30) (30)  (30) (30)  (30) (30)  (30) (30)  (30) (30)	(30) (30)  (30) (30)  (30) (30)  (30) (30)  (30) (30)								

スポーツ心理学	2			(30)	(30)				
スポーツ運動学	②			(30)	(30)				
バイオメカニクス	②			(30)	(30)				
体力測定評価	2			(30)	(30)				
コーチング論	2			(30)	(30)	(30)	(30)		
スポーツ生理学	②	(30)	(30)	(30)	(30)				
運動処方論	2			(30)	(30)				
スポーツ栄養学	2	(30)	(30)	(30)	(30)				
スポーツ医学	2	(30)	(30)	(30)	(30)				
人体機能解剖学	②	(30)	(30)	(30)	(30)				
生涯学習概論 I	2			(30)	(30)				
生涯学習支援論 I	2			(30)	(30)				
社会教育経営論 I	2			(30)	(30)				
学校保健	2	(30)	(30)	(30)	(30)				
トレーニング論	2			(30)	(30)				
レクリエーション概論	2	(30)	(30)						
衛生学・公衆衛生学	2	(30)	(30)	(30)	(30)				
健康教育学	2	(30)	(30)	(30)	(30)				
スポーツ実技A(陸上競技)	1			(30)	(30)				
スポーツ実技A(器械運動)	1			(30)	(30)				
スポーツ実技A(水泳)	1			(30)	(30)				
スポーツ実技A(健康体力つくり)	1			(30)	(30)				
スポーツ実技B(ダンス)	1			(30)	(30)				
スポーツ実技B(武道1)	1			(30)	(30)				
スポーツ実技B(武道2)	1			(30)	(30)				
スポーツ実技C(ゴール型1)	1			(30)	(30)				
スポーツ実技C(ゴール型2)	1			(30)	(30)				
スポーツ実技C(ベースボール型)	1			(30)	(30)				

	スポーツ実技C(ネット型1)	1			(30)	(30)					
	スポーツ実技C(ネット型2)	1			(30)	(30)					
	スポーツ実技D(野外活動1)	1	(30)	(30)	(30)	(30)					
	スポーツ実技D(野外活動2)	1	(30)	(30)	(30)	(30)					
専門 分野	身体スポーツ文化論	2			(30)	(30)					
	スポーツ解析演習	2			(30)	(30)					
	スポーツ映像処理演習	2					(30)	(30)			
	運動処方演習	2					(30)	(30)			
	トレーニングプログラム演習	2					(30)	(30)			
	レクリエーション演習	2			(30)	(30)					
	保健体育科教育法 I	2			(30)	(30)					
	保健体育科教育法 II	2			(30)	(30)					
	保健体育科教育法 III	2					(30)	(30)			
	保健体育科教育法 IV	2					(30)	(30)			
	道徳教育理論・指導法	2					(30)	(30)			
	特別活動の指導法	2					(30)	(30)			
	生涯学習概論 II	2					(30)	(30)			
	生涯学習支援論 II	2					(30)	(30)			
	社会教育経営論 II	2					(30)	(30)			
専門 演 習・ 実習 分野	労働法規 I	2					(30)	(30)			
	労働法規 II(労働と環境)	2					(30)	(30)			
	スポーツ科学演習A	2					(30)	(30)			
	スポーツ科学演習B	2					(30)	(30)			
	スポーツ科学演習C	2					(30)	(30)			
	スポーツ科学演習D	2					(30)	(30)			
	スポーツ実技指導演習A(陸上競技)	2					(30)	(30)			
	スポーツ実技指導演習A(器械運動)	2					(30)	(30)			

スポーツ実技指導演習A(水泳)	2					(30)	(30)			
スポーツ実技指導演習A(健 康体力つくり)	2					(30)	(30)			
スポーツ実技指導演習B(ダンス)	2					(30)	(30)			
スポーツ実技指導演習B(武道1)	2					(30)	(30)			
スポーツ実技指導演習B(武道2)	2					(30)	(30)			
スポーツ実技指導演習C(ゴール型1)	2					(30)	(30)			
スポーツ実技指導演習C(ゴール型2)	2					(30)	(30)			
スポーツ実技指導演習C(ベースボール型)	2					(30)	(30)			
スポーツ実技指導演習C(ネット型1)	2					(30)	(30)			
スポーツ実技指導演習C(ネット型2)	2					(30)	(30)			
スポーツ実技指導演習D(野外活動1)	2			(30)	(30)	(30)	(30)			
スポーツ実技指導演習D(野外活動2)	2			(30)	(30)	(30)	(30)			
パラスポーツ演習	2					(30)	(30)			
介護予防運動演習	2					(30)	(30)			
健康運動指導実習	1					(45)	(45)			
レクリエーション実習	1				(30)		(30)			
エクササイズ指導実技	2					(60)	(60)			
エクササイズ指導実習	1					(45)	(45)			

	社会教育実習A	1				(30)	(30)			
	社会教育実習B	3				(90)	(90)			
専門	健康スポーツ学総合演習 I	②					30			
総合	健康スポーツ学総合演習 II	②						30		
分野	卒業研究 I	②						60		
	卒業研究 II	②							60	

別表第2

先修科目

A欄に掲げる授業科目を履修するためには、B欄に掲げる授業科目(先修科目)の単位を前もって修得し、または同時に履修していなければならない。

A欄	B欄
スポーツ科学演習A(3年次)	身体スポーツ文化論
スポーツ科学演習B(3年次)	スポーツ解析演習 トレーニングプログラム演習
スポーツ科学演習C(3年次)	運動処方演習
スポーツ科学演習D(3年次)	生涯学習概論 II 生涯学習支援論 II 社会教育経営論 II
スポーツ実技指導演習A(陸上競技)(3年次)	スポーツ実技A(陸上競技)
スポーツ実技指導演習A(器械運動)(3年次)	スポーツ実技A(器械運動)
スポーツ実技指導演習A(水泳)(3年次)	スポーツ実技A(水泳)
スポーツ実技指導演習A(健康体力つくり)(3年次)	スポーツ実技A(健康体力つくり)
スポーツ実技指導演習B(ダンス)(3年次)	スポーツ実技B(ダンス)
スポーツ実技指導演習B(武道1)(3年次)	スポーツ実技B(武道1)
スポーツ実技指導演習B(武道2)(3年次)	スポーツ実技B(武道2)
スポーツ実技指導演習C(ゴール型1)(3年次)	スポーツ実技C(ゴール型1)
スポーツ実技指導演習C(ゴール型2)(3年次)	スポーツ実技C(ゴール型2)
スポーツ実技指導演習C(ベースボール型)(3年次)	スポーツ実技C(ベースボール型)
スポーツ実技指導演習C(ネット型1)(3年次)	スポーツ実技C(ネット型1)
スポーツ実技指導演習C(ネット型2)(3年次)	スポーツ実技C(ネット型2)

スポーツ実技指導演習D(野外活動1)(2・3年次)	スポーツ実技D(野外活動1)
スポーツ実技指導演習D(野外活動2)(2・3年次)	スポーツ実技D(野外活動2)
スポーツ映像処理演習(3年次)	スポーツ解析演習
保健体育科教育法III(3年次)	保健体育科教育法 I
保健体育科教育法IV(3年次)	

別表第3

教育職員免許状取得のために必要な科目

1 教科及び教科の指導法に関する科目

教育職員免許法施行規則に定める科目および 単位数				左記科目に対する本大学での科目等					
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	最低修得 単位数		授業科目	単位 数	履修 年次	時間数		備考
		中一 種免	高一 種免				前期	後期	
教科に 及ぶ 教科の 専門的 指導事項 に関する 科目	体育実技	28	24	スポーツ実技A(陸上競技)	①	2	(30)	(30)	
				スポーツ実技A(器械運動)	①	2	(30)	(30)	
				スポーツ実技A(水泳)	①	2	(30)	(30)	
				スポーツ実技A(健康体力つくり)	①	2	(30)	(30)	
				スポーツ実技B(ダンス)	①	2	(30)	(30)	
				スポーツ実技B(武道1)	1	2	(30)	(30)	いずれか
				スポーツ実技B(武道2)	1	2	(30)	(30)	1科目選択必

						修
「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学を含む。)	スポーツ実技C(ゴール型1)	1	2	(30)	(30)	いづれか
	スポーツ実技C(ネット型1)	1	2	(30)	(30)	1科目選択必修
	スポーツ原理	②	1	(30)	(30)	
	スポーツ経営管理学	②	2	(30)	(30)	
	スポーツ社会学	②	2	(30)	(30)	
	スポーツ史	②	1・2	(30)	(30)	
	スポーツ心理学	②	2	(30)	(30)	
	スポーツ運動学	②	2	(30)	(30)	
	スポーツ生理学	②	1・2	(30)	(30)	
	衛生学・公衆衛生学	②	1・2	(30)	(30)	
学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	学校保健	②	1・2	(30)	(30)	
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目	スポーツ実技指導演習A(陸上競技)	2	3	(30)	(30)	いづれか 1科目
	スポーツ実技指導演習B(武道1)	2	3	(30)	(30)	目選択必修
	スポーツ実技指導演習B(武道2)	2	3	(30)	(30)	
	スポーツ実技指導演習C(ゴール型1)	2	3	(30)	(30)	

			スポーツ実技指導演習C(ネット型1)	2	3	(30)	(30)	
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)			保健体育科教育法 I	②	2	(30)	(30)	
			保健体育科教育法 II	②	2	(30)	(30)	
			保健体育科教育法 III	②	3	(30)	(30)	
			保健体育科教育法 IV	②	3	(30)	(30)	
最低修得単位数合計	中一種免(保健体育)28単位 高一種免(保健体育)24単位		最低修得単位数合計	中一種免(保健体育)35単位 高一種免(保健体育)35単位				

## 2 大学が独自に設定する科目

教育職員免許法施行規則に定める科目および単位数			左記に対する本大学での科目等				
科目区分	最低修得単位数		授業科目	単位数	履修年次	時間数	
	中一 種免	高一 種免				前期	後期
大学が独自に設定する科目	12	バイオメカニクス	②	2	(30)	(30)	
		スポーツ栄養学	2	1・2	(30)	(30)	
		人体機能解剖学	②	1・2	(30)	(30)	
		トレーニング論	2	2	(30)	(30)	
最低修得単位数合計	中一種免(保健体育)12単位 高一種免(保健体	最低修得単位数合計	中一種免(保健体育)12単位 ※ 高一種免(保健体育)12単				

育)12単位	位 ※
--------	-----

※「大学が独自に設定する科目」または最低修得単位数を越えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」を併せて12単位以上修得する。

### 3 教育の基礎的理解に関する科目

教育職員免許法施行規則に定める科目および 単位数				左記科目に対する本大学での科目等				
科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得 単位数		授業科目	単 位 数	履修 年次	時間数	
		中一 種免	高一 種免				前期	後期
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10		教育原論	①	1	(15)	(15)
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)			教職概論	②	1	(30)	(30)
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)			教育制度論	②	2	(30)	(30)
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			学校教育心理学	②	2	(30)	(30)
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			特別支援教育論	①	2	(15)	(15)
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)			教育課程論	②	3	(30)	(30)
道徳、総合的な学習の時間	道徳の理論及び指導法	10	8	道徳教育理論・指導法	②	3	(30)	(30)
	総合的な学習の時間の指導法			総合的な学習の時間の指導法	①	3	(15)	(15)

等の指導法及び生徒指導、教育相談等に 関する科目	特別活動の指導法		特別活動の指導法	②	3	(30)	(30)
	教育の方法及び技術		教育方法論	①	2	(15)	(15)
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		情報通信技術の活用	①	2	(15)	(15)
	生徒指導の理論及び方法		生徒指導論	①	2	(15)	(15)
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		教育相談	①	3	(15)	(15)
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		進路指導・キャリア教育論	①	3	(15)	(15)
	教育実習		教育実習事前事後指導	①	4	—	—
教育実践に関する科目	教職実践演習	5	教育実習 I(高のみ)	2	4	—	—
			教育実習 II(中・高)	4	4	—	—
			教職実践演習(中・高)	②	4		30
最低修得単位数合計		中一種免(保健体育)27単位 高一種免(保健体育)23単位	最低修得単位数合計	中一種免(保健体育)27単位 高一種免(保健体育)25単位			

### 注

- 1 単位数を○で囲んだ授業科目は必修科目
- 2 時間数を( )で囲んだ授業科目は前期または後期で開講する。

### 4 その他教育職員免許法施行規則で定める科目

教育職員免許法施行規則に定める科目および単位数	左記科目に対する本大学での科目等			
科目	授業科目	単位数	履修年次	時間数

				前期	後期
日本国憲法	日本国憲法	②	1	(30)	(30)
体育	スポーツ学	①	1	(15)	(15)
	スポーツ実習 I	①	1	(30)	(30)
外国語コミュニケーション	英語コミュニケーション I	①	1	30	
	英語コミュニケーション II	①	1		30
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	情報リテラシー	①	1	30	
	データサイエンス I	①	1	30	

注

- 1 単位数を○で囲んだ授業科目は必修科目
- 2 時間数を( )で囲んだ授業科目は前期または後期で開講する。